富士市教育委員会　９月	定　例　会 臨　時　会	会　議　録 （令和４年）

開催日	会議場
令和４年９月２０日　火曜日 開　会　　１３時３０分 閉　会　　１４時２７分	富士市教育プラザ ３階　教育研修室

出席委員の氏名

教　育　長	森　田　嘉　幸	委　　員	松　田　靖　子
教育長職務代理者	和久田　惠　子	委　　員	塩　谷　知　一
委　　員	篠　原　　均		

出席職員等の氏名

教育次長	江　村　輝　彦	教育研修・特別支援教育センター所長	川　崎　里　恵
教育総務課長	味　岡　俊　雄	青少年相談センター所長	川　口　壽　彦
学校教育課長	齋　藤　文　徳	博物館長	植　松　良　夫
学務課長	榎　　俊　英	教育総務課調整主幹	小長谷　　聡
社会教育課長	吉　田　和　洋	教育総務課参事補	吉　村　直　也
文化財課	久保田　伸　彦	教育総務課指導主事	山　田　英　雄
中央図書館長	大　川　英　子	傍聴人	なし
富士市立高校事務長	青　木　　洋		
富士市立高校副校長	小　塩　宜　浩		

開会

会議録の承認

教育次長の報告要旨

教育次長	○市議会９月定例会について ・市議会９月定例会が９月９日から 10 月 12 日まで開催される。９月 14 日から 16 日までの３日間で、令和３年度の一般会計決算が審議され、教育委員会の昨年度の事務事業について認定された。 ・一般質問の通告があり、教育委員会関係のものは９件通告された。これらの質問に対する答弁要旨については、来月の教育委員会会議にて資料提供する。

議題（動議）及び議事の大要

議第 40 号	○令和５年度富士市立高等学校入学者選抜実施要領の制定について
（説明）	・教育総務課長
(質問･意見等)	→健康診断とあるが実施したことはあるのか。
（回答）	→今まで実施したことはない。
(質問･意見等)	→学校独自選抜の実技検査で何か健康上に問題があると判断されたときに行うのか。
（回答）	→健康診断が合否に関係することはない。ちなみに県の要領も同様の表記がある。

(質問･意見等)	→健康上の問題がある者がそのことを原因として不合格になることはあるのか。
(回答)	→健康上の問題の有無をもって合否を判定するということは一切ない。
(質問･意見等)	→情報開示について、提供の対象が、面接、学力検査、作文等々なっているがどのように開示されているのか。
(回答)	→面接、作文は三段階で表記をしている。素点は点数で開示する。
(質問･意見等)	→それ以上の情報開示の要請はあるのか。
(回答)	→この３年間はない。県内でも数は多くない。
(質問･意見等)	→学校裁量枠において重視する観点及び選抜方法の概要等において、変更等はあるか。
(回答)	→本年度変更点は一切ない。
(質問･意見等)	→他県の市立高校から、家族の転勤で富士市に転入する場合、何か査定をするのか。
(回答)	→県外からの一家転住に関して、入試においては同じ試験を行う。
(質問･意見等)	→途中転入者はどうなっているか。一律に受け入れるのか。
(回答)	→転学については本校が定めた転学試験を実施し、合否を決める。
(議決)	→承認
議第 41 号	○富士市育英奨学条例施行規則の一部改正について
(説明)	・学務課長
(質問･意見等)	→富士市育英奨学生を単に奨学生に変更した趣旨は何か。富士市育英奨学生ということが明らかだという程度の理由か。それ以外に何か理由はあるか。
(回答)	→様式の中に奨学生願書、奨学生推薦調書とあり、富士市をあえて付けなくてもいいという判断で変更してある。
(質問･意見等)	→１号様式の表題が富士市奨学生願書ではなく奨学生願書とした理由は何か。富士市奨学生と限定される何かがあるのか。
(回答)	→元々ついていない理由は承知していない。富士市育英奨学条例の施行規則の中の様式であり、つける必要はないと考えている。
(質問･意見等)	→奨学生願書だけの場合、何の奨学生願書か不明確になる心配はないのか。
(回答)	→法務担当等と確認する。
(質問･意見等)	→冒頭だけでも、富士市育英とつけてもいいと思う。また、旧書式では現住所と保護者住所に、富士市があらかじめ印刷されていたが、新様式では富士市が抜けている。申請者が富士市在住とは限らないということがあるからか。富士市という印字が取られたことに意図があるのか。

（回答）	→富士市育英奨学条例の資格が本市に居住する者であり、富士市と入れなくても、願書を提出するには富士市に居住している必要があるからと理解している。
(質問･意見等)	→申込む時に富士市住民ではなく、高校入学の時に富士市住民になる人はどのように扱われるのか。そのために富士市を抜いたということはあるか。
（回答）	→資格がある者は本市に居住する者である。奨学生推薦調書の２号様式では、高等学校等に在学する場合はこの様式に準じて作成することとあるので、当然、高校入学後に転入、あるいは高校入学後に生活困窮となり奨学生に応募するということも想定している。
(質問･意見等)	→願書を書く時点で富士市民ではないという可能性はあるのか。願書の住所には、どの時点での住所を書くのか。
（回答）	→育英奨学条例における資格は、本市に居住する者であり、高等学校またはこれに同等程度の学校に在学し、ということである。そのため高校の時点で本市に居住する者と考えている。
(質問･意見等)	→条例と規則の運用に問題がないようにしてほしい。選考基準、内規、規則が一致し、一連のものとして矛盾がない表記にしていくべきである。細かな運用についても検討いただきたい。
(質問･意見等)	→記名欄が保護者より先に子どもの名前が来るようになっている。子どもが誓約するということでよろしいか。
（回答）	→子どもに市の育英奨学金を受けているという自覚をしてほしいということもあり、本人の誓約書という形式にしている。
(質問･意見等)	→大事な書類に自分の名前を書くということを子どもも大人も認識してほしい。
(質問･意見等)	→奨学生願書は保護者が市長に出すのか。
（回答）	→願書は条例の施行規則にあるが、保護者の連署があるので、保護者と本人が願書を出すという形になる。
（議決）	→承認
各課等の報告・予定事項	
閉会	